

2017年12月15日

広島県知事 湯崎英彦 殿

国保県単位化に関する要請書

広島県社会保障推進協議会
広島市南区稻荷町 5-5 松田ビル 201

広島市社会保障推進協議会

広島市中区大手町 5-6-27 ヒロシマ労連内

貴職におかれましては、広島県民のいのちと暮らしを守るためにご尽力されてきたことと存じ、あらためて敬意を表します。

広島県は、国民健康保険の財政運営の責任主体となる国保の県単位化を2018年4月より実施しようとしています。この国保の県単位化にあたり、私たち県民にはいまだ不明な点も多く、保険料の上昇予想などさまざまな危惧を抱いております。

つきましては、下記の項目について貴職に要請いたしますので誠意ある回答をお願いします。

記

1. 国民健康保険法第一条は、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与する」と規定しており、国保が社会保障の一環であることを明確に謳っています。広島県は、広島県国民健康保険運営方針の中で考え方の基本としてこの点を確認してください。
2. 国保の運営にあたっては、広島市が行ってきた「悪質滞納者以外は資格証明書を発行しない」など、各市町の被保険者本位の独自の施策については、県はこれを尊重するというを確認してください。
3. 標準保険料でどれくらい上がる見込みか、各市町の保険料算式をただちに示してください。納付金の算定に適用する各市町の標準保険料率の内訳(医療分・後期医療支援分・介護分)について、ただちに開示してください。
4. 払える国保料(税)とするため、県の一般会計からの繰り入れと保険料上昇を抑える各市町の一般会計からの繰り入れを認めてください。また、激変緩和措置を「6年」と区切らずに負担軽減期間の延長をはかってください。

5. 収納対策の取り組みにあたっては、受療機会を損なうことのないよう市町の徴収事務の改善に努力していただくとともに、「市町における滞納整理の実践力を備えた人材を育成するため、連合会が行う研修会を県の税務部門との連携によって拡充」とは、どのようなことを考えておられるのか示してください。それは、現在の広島市などの滞納整理業務とどのような関わりになるのでしょうか。
6. 実情に沿った討議と合意形成のため、広島県国保運営協議会の委員を公募制にし、被保険者の要望をきちんと反映できるようにしてください。
7. 国保の県単位化は、現状では県民に周知されているとはとても思えません。国保運営協議会においても、被保険者代表の理解を得られていません。全国的にも準備が進んでいない都道府県も多く、広島県が拙速に2018年4月から移行することは適当ではないと考えられます。国保県単位化の延期を検討してください。

以上